

## 発議第4号

別紙のとおり選択的夫婦別姓制度に関する議論の活性化を求める意見書を提出するものとする。

令和4年9月30日提出

発議者	三島市議会議員
佐野 淳 祥	甲斐 幸 博
村田 耕 一	堀江 和 雄
鈴木 文 子	石井 真 人
沈 久 美	大石 一太郎
服部 正 平	河野 月 江
松田 吉 嗣	大房 正 治
中村 仁	野村 諒 子
岡田 美喜子	宮下 知 朗
川原 章 寛	土屋 利 絵
藤江 康 儀	古長 谷 稔

## 選択的夫婦別姓制度に関する議論の活性化を求める意見書（案）

夫婦が望む場合に、結婚後も夫婦がそれぞれ結婚前の姓を称することを認める選択的夫婦別姓制度の導入に関し、平成8年2月に国の法制審議会が答申を出してから四半世紀が経過した。国際連合女性差別撤廃委員会が、夫婦同姓は「差別的な規定」として日本政府に再三改善を勧告している中、平成30年3月の衆議院法務委員会において、法務省民事局長が夫婦同姓制を採用している国は日本以外にはない旨を答弁し、また昨年4月の同委員会において、法務大臣が仮に選択的夫婦別姓制度が導入された場合でも戸籍の機能や重要性は変わらない旨の答弁をしている。

さらに、内閣府男女共同参画局による「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査報告書」では、20～30代女性の4人に1人が積極的に結婚したくない理由の一つに「名字・姓が変わるのが嫌・面倒」を挙げた。

また、昨年6月23日に示された最高裁判所決定では、夫婦の氏についての制度の在り方について「国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない」と示している。補足意見では「全国の地方議会から国または関係行政庁に対して、選択的夫婦別姓の導入またはこれについての国会審議の促進を求める意見書が提出されている」と指摘している。

家族の在り方も多様化し、女性活躍を推進する時代において、社会の考え方や価値観も確実に変化してきている。これらを踏まえ多様な意見を把握すると共に、最高裁判所の決定の趣旨を踏まえつつ、国会及び政府の責務として制度の在り方を議論していかなくてはならない。よって、三島市議会は選択的夫婦別姓制度に関する議論の早期実施を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月30日

三島市議会

衆議院議長様  
参議院議長様  
内閣総理大臣様  
総務大臣様  
法務大臣様